

業務説明書

1 委託業務名 市営墓地（東山地区を除く）ごみ処理業務委託（単価契約）その2

2 履行場所 岡山市中区湊ほか

3 業務内容

市担当者からの指示により、市営墓地に設置してあるごみ置場の墓参者から排出されたごみを収集運搬処分するもの。

なお、車両が進入できない場所のごみ置場については、小車等により車両まで運搬収集する。

※限度数量・・・処分量 62,500kg（62.5トン）以内

4 履行期間 契約締結の日から令和8年3月31日まで

5 入札書記載金額は 収集運搬10kgあたりの単価（税抜き）を記入してください。
ただし、処理手数料（10kgまでごと180円）は除く。

消費税及び地方消費税にかかる課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を、入札書に記載すること。

落札決定に当たっては、次の計算式により予定総額を算出する。

入札書記載の金額×予定数量×1.10

（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。）

※ごみ収集運搬金額計算式

入札書記載金額

$$\boxed{\begin{array}{c} 10\text{kgあたり単価} \\ \text{(税抜き)} \end{array}} \text{(円)} \times \boxed{6,250} \text{(10kg)} \times 1.10 = \boxed{\text{収集運搬予定総金額}} \text{(円以内)} \\ \text{(税込)}$$

※必ず整数（小数点にならない数字）を記入してください

注）入札書記載金額（単価）には、処理手数料（10kgまでごと180円）を含まない金額を記載してください。

6 契約保証

契約保証金 契約金額（消費税及び地方消費税相当額を含む。）の100分の10以上の額

この契約に係る契約保証の種類は、次のうちとする。

- ①契約保証金の納付 ②有価証券の提供 ③銀行等の金融機関の保証 ④履行保証保険による保証

7 支払い

2か月ごと（月末締めで、受託人からの請求があった場合）

$$\text{支払い金額} = [10\text{kgあたり単価 (税抜き) 金額} \times \text{処分量}] \times 1.1 \\ + [\text{処理手数料 (10kgまでごと180円} \cdots \text{消費税含む)}] \\ \text{(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。)}$$

※処分費は受託者において各処分場でその都度、支払ってください。

なお、処理施設で発行された伝票上の数量に基づき支払うものとします。

8 業務の完了は次のときとする。

- 1 履行期間が終了したとき。
- 2 ごみ収集運搬量が限度数量に達したとき。

仕 様 書

市営墓地（東山地区を除く）ごみ処理業務委託(単価契約)

- 1 本委託業務を、契約書、本仕様書及び位置図のとおり実施し、誠実に施行すること。
- 2 監督員からの指示のあったごみ置場について収集運搬処理すること。なお、その際に、指示したごみ置場のごみの質量だけでは収集車の積載量に満たない場合があるが、この場合は、監督員にその旨を連絡し、監督員の指示する近辺のごみ置場のごみ収集を行い、走行中にごみが飛散しない程度まで積載し、各処理施設に搬入すること。
- 3 監督員から指示があった場合、処理施設が休場でない限り、指示日又は翌日のうちに業務に着手し、連続して収集作業を行い、指示した箇所の収集業務を速やかに完了させること。
ただし、午後の時間帯に指示した箇所については、翌々日の午前中までに着手すること。
複数箇所の収集の指示をした場合は、受託者において収集計画を立て、効率的に収集すること。
なお、収集を優先させるごみ置場を指定し、又は追加指定された場合は、その指示に従うこと。
- 4 不燃ごみ等の混入については、ごみを仕分けした後、各処理施設に搬入すること。
- 5 市営墓地のごみ処理の過程において、他の事業者の委託等に係るごみを絶対に混入させないこと。
- 6 ごみ置場の周囲に飛散したごみについては収集し、ほうき掃き清掃すること。
- 7 本委託業務の施行に際し、墓参者及び近隣住民の迷惑にならないよう作業すること。
- 8 道路から奥まったごみ置場については、小車等による搬出作業を行うこととなるが、参道が狭い箇所もあるため、作業に当たっては、墓石はもちろんのこと、ごみ置場等を破損しないよう十分注意すること。
損害を与えた場合は、受託者が責任及び誠意をもって対応し、その損害について補償すること。
- 9 **彼岸期間には、即応できる体制を確保すること。**
- 10 交通には注意を払い、適宜、交通整理要員を配置し、歩行者及び通行車両の安全を図ること。
- 11 山林に接したごみ置場もあるため、火災を出さないよう十分注意して作業すること。
- 12 ごみ置場の不良箇所（破損、粗大ごみの不法投棄等）を発見したときは、速やかに監督員に連絡すること。
- 13 処理施設で手渡されたごみ処理伝票は他の事業者のものと混同しないよう注意し、2か月ごと末日にその写しを整理し提出すること。伝票には、収集したごみ置場の番号を必ず記載すること。

- 14 収集前後のごみ置場の状態が確認できる日付入りの写真を撮り、また、数か所のごみ置場を一度に収集した場合は、最後に収集したごみ置場において、運搬車の最終の積載状況の分かる写真を撮り、ごみ処理伝票に添付すること。（電子媒体による写真印刷も可）
- 15 収集が完了したごみ置場について、随時または監督員の指定する日にFAXにより報告すること。
- 16 提出する伝票の写しは日付の古いものが上になるように整理し、表紙に「出来高報告書」、業務委託名及び受託者名を記載及び押印し提出すること。
- 17 委託料の支払いは、受託者からの2ヶ月ごとの報告に基づく検査合格後、請求により30日以内に行うものとする。
- 18 受託者は、委託業務の全部又は主体部分を一括して第三者に再委託させ、又は再委任してはならない。また、受託者は、委託業務の一部を第三者に再委託又は再委任するときは、あらかじめ書面により届け出なければならない。委託者は、この場合において、当該一部再委託者又は再委任者について、委託業務の履行につき著しく不相当と認められる者があるときは、受託者に対して書面によりその事由を明示してその変更を求めることができる。
- 19 受託者が正当な理由なくこの契約に定める事項に違反したとき、若しくは指示する事項を履行しないときは契約を解除し、予定総金額の合計金額（処理手数料を含む。）の100分の10に相当する額を違約金として市の指定する期間内に支払うこと。
- 20 その他詳細については、業務説明書の定めによるものとする。

※補足説明

- 1) 小車等による搬出とは、人肩、一輪車、リヤカーをいい、軽四車両は進入はできません。
- 2) 使用する車両は、塵芥車、平ボディトラック、ダンプ車で2t以上のものとする。
使用する車両は、つかみ付きの車両でもよいが、積載可能重量を超えないように収集した後に、処分施設に搬入してください。
- 3) 粗大ごみは本業務委託では扱いません。粗大ごみがある場合は、分別していただき、ごみ置場の脇等で通行の迷惑とならない場所に置いてください。なお、枝木等木材は収集処分対象とします。
- 4) 小車等での搬出に伴う、渡し板等の設置に係る費用は、受託者負担になります。
- 5) 収集する箇所については、別添<参考資料>に掲げる回数及び割合を見込んでいます。
なお、業務期間中又は業務完了時に、別紙<参考資料>年間収集見込み①、②、③に差異があっても契約変更の対象としません。
- 6) 数量の確定方法は、処理施設における計量所の伝票によるものとする。

<参考資料>

年間収集見込み

① 番号別収集回数 (見込み)

番号	収集回数	備考
45-1	2	車道沿い
45-2	1	車道沿い
46-1	2	車道沿い
46-2	2	車道沿い
47-1	1	小車運搬
47-2	1	小車運搬
48-1, 2	4	車道沿い
49	2	車道沿い
50	2	車道沿い
51	2	車道沿い
52	1	車道沿い
53-1, 2	2	車道沿い
54	2	車道沿い
55	1	車道沿い
56	2	車道沿い
57	2	車道沿い
58	2	車道沿い
59-1	2	小車運搬
59-2	1	車道沿い
59-3	2	小車運搬
60	2	車道沿い
61-1~5, 7~9	2	車道沿い
62-1~4	2	車道沿い
63, 63-1~11	2	車道沿い
65	1	車道沿い
67	1	小車運搬
68	1	小車運搬
69-1, -2	1	車道沿い
70-1, -2	2	車道沿い
71-1~5	1	小車運搬
72	2	小車運搬
73	2	車道沿い
74	2	車道沿い
75	1	車道沿い
76	1	小車運搬
77	1	車道沿い
計	60	

合計65箇所

② 月別収集割合 (見込み)

月	収集割合
9月	20~25
10月	10~15
11月	10~15
12月	10~15
1月	5~10
2月	5~10
3月	20~25

(単位：%)

③ 搬入台・回数 (見込み)

車種	台数
2トン車可燃	35
4トン車可燃	5
計	40

④ 処分量は、62.5トン以内を見込んでいます。

内訳合計

→ 小車運搬	12
車道沿い	48
計	60